

# 資料 5

## 宮城県住生活基本計画の見直しについて

### 1 改定の趣旨

- 住生活基本法第 17 条に基づく宮城県住生活基本計画（以下「本計画」という。）は、令和 3 年 12 月に改定し、おおむね 5 年ごとに見直しを行うこととしているところであるが、国の住生活基本計画（全国計画）（以下「全国計画」という。）の見直しが令和 8 年 3 月に予定されている。
- 全国計画の見直し並びに人口減少、少子高齢化、空き家等の増加など社会情勢の変化等を踏まえるほか、住宅政策に係る個別計画である「宮城県高齢者居住安定確保計画」及び「宮城県賃貸住宅供給促進計画」を本計画へ統合することとする。
- 学識経験者等から意見を聴取するため、住宅施策懇話会を設置し、令和 7~8 年にかけて本計画の見直しを行うもの。

### 2 スケジュール等

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
全国計画	●	→														
本計画	●	●	→				改定作業 ●	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※全国計画（R8.3 改定）を踏まえ、令和 7 年度に計画骨子をとりまとめ、令和 8 年度に改定する。

### 3 本計画見直しの視点

全国計画における見直しの論点を参考に、本計画見直しにおいて意見等を聴取すべき視点を整理する。

全国計画における見直しの論点	1.総論	2.住まうヒト			3.住まうモノ			4.住まいを支えるプレイヤー	
		2-1. 住環境	2-2. 住宅SN制度	2-3. 住宅取得環境	3-1. 住宅ストック 性能向上・活用	3-2. 安全な住宅地	3-3. 既存住宅流通	4-1. 担い手確保・育成	4-2. 住生活向上DX
本計画における見直しの視点									

### 4 今後について

みやぎ住まいづくり協議会の皆さまには、ご意見等をお伺いしながら計画の見直しを進めていますので、ご協力をお願いします。